

第 1842 回（2 月 27 日）

有機性資源とその活用

——スウェーデン等の事例——

(科学技術振興事業団) 田 上 貴 彦
合 田 素 行

が主体となった単線的なモデルが支配的であったが、福祉見直しから今日の福祉改革段階に移行する過程で供給システムの多様化の道が模索され、この傾向は福祉改革後半で介護保険における民間事業者の参入に見られるように、いっそう加速されることとなった。

3. 協同組合福祉、農協と生協

こうした経過を念頭において、今日の社会福祉の供給主体類型を見れば、それは①公的、②自発的及び③市場的システムによって担われていることとなる。このなかにあつて協同組合福祉は主として②自発的システムを構成するものであり、具体的な組織としては農協及び生協をあげることができる。なかでも、農協は高齢者福祉活動を80年代後半から意識的に推進してきており、協同組合福祉活動の典型的な事例とすることができる。

4. 農協の高齢者福祉活動への取り組み

農協高齢者福祉活動の特徴として、92年の農協法改正に伴って農協事業に高齢者福祉が位置付けられたことを契機にして取り組みが進み、今日では700を超える施設が介護保険サービスの指定事業所となるなどサービス供給システムの重要な位置を占めていることを指摘できる。すなわち、ここ10年ほどの間に農業の担い手の高齢化対策が法定化され、さらに介護保険によって供給主体としての位置付けが明確になってきたということである。

5. 農協高齢者福祉活動の課題

農協高齢者福祉活動は今後さらに発展が期待されるが、同時に解決しなければならない課題もいくつかあげられる。

その第1は、当然のことながら取り組みの度合いに格差があるということであり、高齢者福祉活動が低位な組織にあつては先進事例の評価を通じてその地域特性に合った活動を開発していかなければならない。

第2は、農協高齢者福祉活動の介護保険におけるバランスシートなどをつうじてその効果、事業評価などを進めることであり、こうすることによって、あらたな農協高齢者福祉活動の方向性が明確になると考えられる。

(参考文献：蟻塚昌克『高齢者福祉開発と協同組合』家の光協会、1997年。同『介護保険と協同組合福祉』同、1999年)

バイオマスのエネルギーとしての利用、特にエネルギー作物に着目して、2000年9月、スウェーデン・イギリス調査を行った。スウェーデン等についてはこれまで、事例や個別分野の紹介にかたよりがちであることから、ここでは諸政策の枠組みおよびその流れについて整理しておきたい。

1. スウェーデン

(1) 現状

1998年の総エネルギー供給のうち15%がバイオ燃料等により供給されており、バイオ燃料の利用分野としては、民生分野では地域暖房が大きなセクターとなっている。地域暖房の供給会社は、現在220社（基礎自治体であるコミューンは288）あり、1940年代から注目され始め、1975～85年に特に拡大、1980～1990年代に地方当局所有の有限会社として再編された。地域暖房へのエネルギー供給中、バイオ燃料等が半分を占め、地域暖房において使われるバイオ燃料の6割は木材燃料である。

エネルギー作物としては、Salix（エネルギー林）、わら、よし・あし（Rörflen）などが考えられている。Salixとはヤナギの学名で、寿命は20～30年、3～5年間隔で刈り入れられる。Salixは現在、耕地300万haのうち1万4000～1万4500haに作付けされ、100～140GWhを生産している。この作付面積は、近年、停滞しているが、それは木材燃料のチップと同じ市場で競争し木材燃料チップの供給が価格設定をコントロールしていることと、EUの農業政策下における高い穀物価格による。

(2) 政策

エネルギー政策については、1991年および1997年の議会決定に基づき、それぞれ再生可能エネルギー投資支援プログラムが実施されている。1997年からの5年間の補助金プログラムでは、バイオエネルギーベースのCHP（Combined Heat & Power Plant：発電と同時に発生した熱も利用し

て、給湯・暖房などを行うエネルギー供給プラント)への補助が、投資の25%, 3000クローネ/kWまでで行われている。

また、環境税として、1991年に二酸化炭素税、硫黄税、1992年に窒素酸化物課徴金が導入された。エネルギー税と二酸化炭素税はすべての燃料にかかるが、バイオ燃料等は除かれている。

農業政策では、1990年の農政改革において、転換支持の対象として「1年生のエネルギー作物」が認められ、植林等の設置支持が設けられた。1995年のEU加盟後は、エネルギー林は、セットアサイド耕地についての面積補償支払いに当たるとともに、エネルギー林の設置支持が、5000クローネ/ha(支払最低額は2000クローネ)で行われている。

2. イギリス

イギリスにおいてはエネルギー作物として、短期伐採林(Short Rotation Coppice)とよばれるヤナギまたはポプラが考えられている。スウェーデンと同様、Arable Area Payment SchemeにおいてSRC等をセットアサイドで栽培することが認められるとともに、Woodland Grant SchemeにおいてSRCの設置補助金が利用可能であり、プラントのあるEggboroughから40マイル以内では同補助金の地域的追加がなされる。SRCは、WGS実績で1999/2000年が422ha、1991/92年からの累計で982haとなっている。なお、2001年からはWGSにかわり、イングランド農村開発計画の中のEnergy Crops Schemeにおいて、SRCの設置、ススキ(miscanthus)の設置等に対して補助金が提供される。

エネルギー作物は現段階では限定的なものに過ぎないが、今後、可能性のある資源である。①バイオマスのエネルギー利用の経済的費用、②政策手法の効果、③エネルギー利用転換の政治的背景の検討が今後の課題である。

第1843回(3月6日)

農村の結婚問題

——農村の配偶者対策の現状——

(日本青年館結婚相談所) 板 本 洋 子

平成10年の農林水産省報告によれば農村の配偶者問題は社会的問題として深刻化しているとし、農村地域の未婚者の性別構成が概ね30歳以上で女性1人に対し男性3人というアンバランスな状況と、農業従事者が他産業に比べ30代後半の未婚者が多いことを報告している。

こうした現象は昭和40年代から進行しているとみられる。日本青年館が昭和55年に首都圏男女の出会い支援を柱に結婚相談事業をスタートしたが、同時に農村の結婚難の声が多量寄せられ、農村の出会い事業も開始させたが農村では行政や農業団体を中心に「結婚相談員の仲介活動」「男女の交流会」「結婚講座」「外国人花嫁の導入」などが配偶者対策の主たる活動であると把握した。しかし、こうした直接的な結婚対策も成婚率からみると成果は得られず閉塞状況にあり農村地域の悩みは大きい。各市町村や結婚相談員の挙げる問題は主に①結婚に対する行政の対応のあり方。②結婚相談員の限界と役割。担当者の行き詰まりと新たな方向性や対策が見出せないでいる。さらに③若者の結婚観や男女の関係の変化と対応。④女性の農業に対する嫌悪感。つまり現代若者の価値観の変化や、とりわけ女性の社会的自立からくる結婚観の変化への戸惑いが大きい。そして⑤未婚男性の消極性への対応。男性に何をアドバイスし、どう自信を持たせるか困惑していることなど全国の共通課題になっている。

現状の結婚対策が男性のために女性を地域に引き入れる形が続くなら、生き方の選択として農村に向かう女性の意識を把握する必要がある。結婚相談所が実施した調査や様々な事業を通じ女性が多様な関心を農村に向けていることを感じる。その①は「男女の交流会」に参加する都会女性の多くは、都会の働き方や生活に閉塞感があり、気分を変えるために参加することが多い。彼女たちは農業より主婦として家族を支え子育て環境としての農村に関心を寄せる。②として農業そのものに関心をもつ女性も多い。農業実習に参加しても就